

第一種動物取扱業登録申請等のご案内

対 象 哺乳類・鳥類・爬虫類について、「販売・保管・貸出し・訓練・展示・競りあっせん・譲受飼養」を業として営む場合。（畜産・実験動物は対象外です。）

業 種	業 種	業 種
販売 (取次ぎ又は代理を含む)	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業(その取次ぎ又は代理を含む)	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露店等における販売のための動物の飼養業者、飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、美容業者(動物を預かる場合)、ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント、撮影モデル、繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、出張訓練業者
展示	動物を見せる業(動物とのふれあいの提供を含む)	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設、アニマルセラピー業者(「ふれあい」を目的とする場合)
その他 (競りあっせん)	会場を設けて動物の売買あっせんで競りあっせんを行う業	動物オークション
その他 (譲受飼養)	有償で動物を譲り受けて飼養を行う業	老犬・老猫ホーム

業 と は 社会性をもって、反復継続して又は2頭以上取り扱っていること。
事業者の営利を目的としている場合は、第一種動物取扱業としての登録が必要になります。

申 請 先 広島市動物管理センター（中区富士見町 11-27 TEL082-243-6058）

申請の単位 業種別・事業所別の申請が必要です。

申請手数料 新規登録申請 1 件につき 15,000 円

- 提出書類
- ①登録申請書（様式第1・全業種）
 - ②実施の方法（様式第1別記・販売業及び貸出業のみ）
 - ③犬猫等安全計画（様式第1別記2・犬猫等販売業者のみ）
 - ④欠格事項に該当しないことを示す書類（参考様式第1・全業種）
 - ⑤飼養施設の平面図、⑥飼養施設付近の見取図（飼養施設を有する場合）
 - ⑦ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る）
 - ⑧事業所及び飼養施設の土地及び建物について、権原を証明する書類
（要領様式第4・所有権がある場合）（要領様式第5・所有権がない場合）
 - ⑨役員の氏名及び住所の一覧表（法人の場合）
 - ⑩動物取扱責任者の資格要件を満たすことを証する書類
資格等を有する場合は、資格免許証等の写し（提出の際、原本の確認が必要）
半年以上の実務経験がある場合は、業務従事証明書（要領様式第3）
- ※法人の登記事項証明書の提出は不要。

提出部数 申請にあたっては、正本にその写し1通を添えて提出して下さい。（2通提出）
複数の業種を同時に申請する場合には、共通する添付書類は1通で構いません。

有効期間 5年ごとに更新を行う必要があります。更新申請手数料：1件につき15,000円

登録簿 登録が完了すると、第一種動物取扱業者登録簿に登録され、登録簿は窓口及びホームページで一般の閲覧に供されます。

他法令について 事業を始めようとする前に、他法令による規制の有無について必ずご確認ください。
（一例）

- ・都市計画法に定める用途地域による規制（各区役所建築課）
- ・化製場等の法律による規制（広島市保健所環境衛生課）
- ・取り扱う動物が特定動物や種の保存法・鳥獣保護法等の規制の対象かどうか。
- ・家畜商法による規制（西部畜産事務所）

- 資格とは ◆事業所ごとに配置する専属の動物取扱責任者（他の事業所と兼任不可）
 ◆事業所ごとに顧客に対し重要事項を説明又は動物を取扱う職員
 ◆事業所以外の場所において、顧客に対し重要事項を説明又は動物を取扱う職員
 これらの職員の資格要件は以下の1と2の両方を満たす必要があります。
 （詳細はお問い合わせください。）

- 1 次の①～③のいずれかに該当すること。
 ① 獣医師 ②愛玩動物看護師
 ③以下の「アまたはイ」かつ「aまたはb」。
 ア. 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに、次の種別に係る半年間以上の実務経験があること。
 イ. 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに、実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養経験があること。

営む業種	認められる経験業種
販売（飼養施設あり）	飼養施設を有する販売、貸出し
販売（飼養施設なし）	販売、貸出し
保管（飼養施設あり）	飼養施設を有する販売・保管・訓練、貸出し、展示、譲受飼養
保管（飼養施設なし）	販売、保管、貸出し、訓練、展示
貸出し	飼養施設を有する販売、貸出し
訓練（飼養施設あり）	飼養施設を有する訓練
訓練（飼養施設なし）	訓練
展示	展示
競りあっせん	販売、競りあっせん
譲受飼養	飼養施設を有する販売・保管・訓練、貸出し、展示、譲受飼養

- a. 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について、一年以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。
 b. 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

資格の一例

資格名	団体名	認められる業種
愛玩動物飼養管理士	（公社）日本愛玩動物協会	販売、保管、貸出、訓練、展示
家庭動物管理士	（一社）全国ペット協会	販売、保管、貸出、展示
公認訓練士	（公社）日本警察犬協会	保管、訓練
公認訓練士	（一社）ジャパンケネルクラブ	保管、訓練
愛犬飼育管理士		販売、保管、貸出、訓練、展示
GCT (Good Citizen Test)	（一社）優良家庭犬普及協会	保管、訓練

- 2 ①法第12条第1項第1号から第7号の2（欠格事項）に該当しないこと。
 ②事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。

広告について 広告をする際には次の項目を表示しなければなりません。（オープン前に広告を行おうとする場合は、早めに申請をしておく必要があります。）

- ①申請者の氏名又は名称 ②事業所の名称 ③事業所の所在地 ④業の種別
 ⑤登録番号 ⑥登録年月日 ⑦登録の有効期間の末日 ⑧動物取扱責任者の氏名

※更新手続きについて

更新とは 第一種動物取扱業の登録は、5年ごとに更新を行う必要があります。登録証等で登録の有効期間の末日を確認してください。

更新期間 更新の申請は、登録の有効期間末日の2ヶ月前から有効期間末日までの間に行うことができます。なるべくお早めに手続きを行ってください。

申請先 広島市動物管理センター（中区富士見町 11-27 TEL082-243-6058）

申請の単位 業種別・事業所別の申請が必要です。

申請手数料 更新申請 1 件につき 15,000円

提出書類 ①登録更新申請書（様式第4・全業種）
②実施の方法（様式第1別記・販売業及び貸出業のみ）
③犬猫等安全計画（様式第1別記2・犬猫等販売業者のみ）
④欠格事項に該当しないことを示す書類（参考様式第1・全業種）

提出部数 申請にあたっては、正本にその写し1通を添えて提出して下さい。（2通提出）
複数の業種を同時に申請する場合には、共通する添付書類は1通で構いません。

※変更の届出について

登録内容を変更するときは、変更の届け出が必要となります。登録内容によって事前の届け出が必要な場合があります。また、軽微な変更については届け出が不要な場合もあります。

時期	変更の内容	届出書・添付書類
事前に	種別に応じた業務の内容、実施の方法	様式第5 様式第1別記（販売・貸出し）
	販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別	様式第5
	新たに飼養施設を設置する場合	様式第6 飼養施設の平面図 飼養施設付近の見取図
	新たに犬猫等販売業を開始する場合	様式第6の2
事後 (30日以内)	申請者氏名（婚姻等によるもの）・住所 法人の名称・住所・代表者氏名・役員の住所・氏名 動物取扱責任者 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員 取り扱う動物の種類・数 飼養施設の構造・規模 営業時間 犬猫等安全計画	様式第7 (※添付書類は欄外を参照)
	犬猫等販売業をやめる場合	様式第7の2
届出不要	飼養施設の床面積の30%未満の規模の増大 飼養施設の床面積の30%未満の設備の増設・配置変更 照明・遮光・防風設備の増設・配置変更 同等以上の設備への変更 飼養施設の管理方法の変更 営業時間（変更部分が夜間に含まれない場合）	届出不要

※添付書類

- ・法人の名称・住所・代表者氏名の変更 … 法人の登記事項証明書
- ・法人の役員の変更 … 参考様式第1
- ・動物取扱責任者の変更 … 参考様式第1、資格・実務経験証明書
- ・事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員の変更 … 資格・実務経験証明書
- ・飼養施設の所在地・構造・規模の変更 … 飼養施設の平面図・付近の見取図